

婦人少年局月報

Monthly Bulletin W. M. B., L. M.

主な目次

- 築糸・總訪では婦人の八〇
%以上が寄宿舎にすんでい
ます
○米國婦人法律家代表訪日
○婦人少年問題について
　　地方事情報告会より
○農村婦人の生活をたかめる
　　ための試脚脚本募集
○派出看護婦の労働條件の改
　　善のために
○光春問題について
○遊藝業に働く年少者

型糸・緯紡では

働く婦人の八〇%以上が

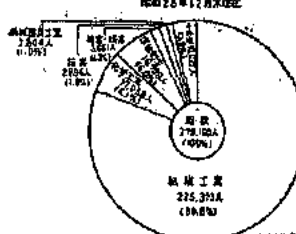
寄宿舎にすんでいます

紡績・製糸等は労働力を農村に依存しているために、寄宿舍に働く女子労働者の殆どが寄宿舍に生活しています。婦人少年局で行った製糸及び紡績工場の実態調査からみても、女子労働者の八〇％以上が寄宿舍に居住していることが伺われます。

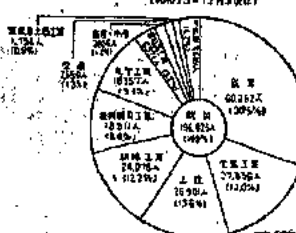
この寄宿舍とは社宅や独身寮のような福利施設として建てられたものではなくて、事業経営の必要上設置された事業附属寄宿舍のことです。事業附属寄宿舍には労働基準法の規定によつて第一種事業附属寄宿舍——事業に附属し六か月以上の期間寄宿させる寄宿舎——と第二種事業附属寄宿舍——事業に附属し労働者を六か月に満たない期間寄宿させる寄宿舎——の別があり、女子労働者が多数働く紡績・製糸などの寄宿舍は、殆どが第一種に属しています。

では第一種事業附属寄宿舍といわれるのは全国でどの位あるのでしょうか。昭和二十五年十二月末現在で基準局に報告されている数は男女寄宿舍を含めて八、八四五あります。そしてここに住んでいる労働者の数は女子が二二五、三三三人、男子が一九六、九五人となつています。この調べでも明らかですが、寄宿女子労働者は八〇・八％に達しています。その他には化学工業に一七、〇五八人（六・一％）、薬に一七、七九八人（六・

第一課、第一理事所附屬商店に擔任する軍隊女子勞働者數



第二節 第一州年其別區實況に就ては其の別期子等の係數



米國婦人法律家代表訪日

トルコにおいて五月五日より開かれる国際婦人法律家協会第七回会議に出席の孝國婦人法律家代表が、途中日本に立寄りました。これを機会に日本婦人法律家協会は六月十二日の午前、日米婦人法律専門家の懇談会を最高裁判所に召集でもよし、左の議題について討論を行ひました。

○校長又は副校長をして婦人の活動が目立つてゐるカリフォルニヤ州の教育について
○社会の理想は個々の力によつては達せられない。女性の國際的な協力によつて理想を果したい。
「アメリカ憲法と日本家族法」明治大学教授・立石芳枝氏

一、法統上の男女の不平等の撤廃について
二、協議離婚制度の可否について
三、嫡出子と非嫡出子の差別の撤廃について
四、新しい養子制度の確立につ

結婚は愛に基く當事者間の自由極めで、アメリカでは州の許可が重視され、日本では屑の制度が監視され、そのため妻としての権利が主張出ず今まで多くの悲劇をみたが、今後は結婚屑をおこたら

又、午後は最高裁判所及び朝日新聞社の後援で「婦人少年問題・講演と映画の会」を日比谷公会堂で開きました。この会は同協会会長片岡義士、久米愛子氏の挨拶にはじまり、次の様な要旨の各氏の講演がありました。

「婦人の進歩」アメリカ大学婦人協会前会長・キャザリン・カ・ウエス

○日本の家庭裁判所は、夫婦や家族間のいざこざを解決するに役立っている。アメリカでもこのような制度を取入れてはいかがであるうか。

「アメリカ婦人の地位」国際婦人法律家協会会長ロザリント・ベーツ女史

○国際婦人法律家協会は全女性のために働いている。又特に

の作年十八、二十、二十八、三十四、八十九、三十九、となつて多量種に亘つてゐることがわかりました。

大代を担う子供達のための女性の奮起を希つてゐる。そのために女性に互の地位や立場を嫉視する嫉量をして、広い心で協力して行きたい。

「日本及アメリカの憲法について」聯邦高等裁判所裁判官フロイトレンス・アレン女史

○日本国憲法前文中の「国政は國民の嚴密な信託による」という一句は、米憲法とも共通する民主主義政治の要諦であり、第二十七條に謳われてゐる勤勞の權利も又特にすぐれたものである。

○この憲法を空文に終らせてはならない。苦しみに打ちかちつゝ一歩一歩理想に近づき、權利に伴う義務を忘れぬことと、再び戦争の災を招かぬことと、を新たに覚悟しよう。

「日本における少年問題」最高裁判所家庭局長宇田川潤四郎氏

○今日問題となつてゐる少年不良化の原因は、子供の世界に理想がないこと、子供の人權が尊重されてゐないことにある。母親は勿論、一般社会人も、もう一度反省してほし

